

長野工業高等専門学校技術相談に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構技術相談に関するガイドラインに基づき、長野工業高等専門学校（以下「本校」という。）において、技術相談の取扱い等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 技術相談とは、企業等における技術的な問題解決を中心とした一時的な相談をいう。

(技術相談の申請)

第3条 技術相談の申込みをしようとする者（以下「申込者」という。）は、「技術相談申込書」（様式1）に記入し、校長へ提出するものとする。

(技術相談の受入)

第4条 校長は、技術相談の申込みがあったときは、地域共同テクノセンター長（以下「センター長」という。）の意見を聴取し、受入れの可否を決定するものとする。

(技術相談の実施)

第5条 センター長は、技術相談申込書の内容を判断の上、適切な担当教員（以下「担当教員」という。）を決めた後、担当教員にその旨を通知し、技術相談を実施するものとする。

2 技術相談に際して、必要に応じて秘密保持契約を締結するものとする。

3 技術相談の過程で生じた発明の帰属に関しては、秘密保持契約書の中に規定するものとする。

4 技術相談の結果、共同研究又は受託研究を行うこととなった場合は、速やかに共同研究申請書又は受託研究申込書の提出を受け、共同研究契約又は受託研究契約を締結し、研究を行うものとする。

(技術相談の報告)

第6条 技術相談を行った担当教職員は、「技術相談報告書」（様式2）を作成し、校長へ提出するものとする。

(技術相談料等)

第7条 原則として初回の技術相談料は無料とし、2回目以降の技術相談料については1時間につき5,400円とする。ただし、次の各号に該当する場合は、技術相談料を無料とすることができるものとする。

一 公的機関からの申込みの場合

二 申込者が、申込み時において、共同研究等の申請を前提とする旨の意思表示をした場合

三 一般社団法人長野高専技術振興会の会員

四 その他、校長が必要と認める場合

2 既納の技術相談料は、本校の都合により受入れを取り消した場合以外は還付しないものとする。

3 技術相談の実施のために必要となる旅費、消耗品等の経費は、相談料とは別に請求するものとする。

(技術相談料の納付)

第8条 申込者は、技術相談終了後に本校が発行する請求書に基づき技術相談料を納めなければならない。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、技術相談の実施に関し必要な事項は、校長が別に定めるものとする。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年8月2日から施行する。

(様式2)

技術相談報告書

年 月 日

長野工業高等専門学校長 殿

(報告者) 所属: _____

役職: _____

氏名: _____

下記のとおり技術相談を行いましたので報告します。

記

技術相談 実施日時	〇〇年〇〇月〇〇日 (〇) 〇〇:〇〇 ~ 〇〇:〇〇 (〇〇時間)
相談者 ※名刺の写し添 付可	企業名等:
	役職:
	氏名:
	連絡先:
相談内容	
対応	
	ノウハウ等の提供 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	秘密情報の受領 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	今後の対応 <input type="checkbox"/> 共同・受託研究 <input type="checkbox"/> 技術指導 <input type="checkbox"/> 相談継続 <input type="checkbox"/> 相談完了
	知的財産の創出 <input type="checkbox"/> 有 ※詳細は別添発明等届のとおり (<input type="checkbox"/> 発明・ <input type="checkbox"/> 考案・ <input type="checkbox"/> 意匠・ <input type="checkbox"/> ノウハウ・ <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 今後創出する可能性が有 <input type="checkbox"/> 無